

令和3年2月10日

要 望 書

兵庫県知事 井戸 敏三 様

公益社団法人兵庫県柔道整復師会 会 長 岩本 芳照
一般社団法人兵庫県鍼灸師会 会 長 森口 一也
公益社団法人鍼灸マッサージ師会 会 長 賀内 進一
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症ワクチン優先接種について

新型コロナウイルス感染症拡大に関する対応につきまして、多大なるご尽力を賜り心より御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、兵庫県を含む11都府県に緊急事態宣言が出され、さらに3月7日まで期間が延長されることが発表されました。

我々、施術所を開設する者は、リスクの高い高齢者と関わる事も多く、また接触せずに施術を行うことは不可能です。そこで、感染をしない・させないように県民の命を守り、感染症対策を行いながら施術を続けております。

この度、新型コロナウイルス感染症対策分科会において「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」が示され、接種順位については、新型コロナウイルス感染症患者に直接医療を提供する施設の医療従事者等並びに、高齢者及び基礎疾患を有する者を接種順位の上位に位置付け、次に、高齢者施設等の従事者への接種となっております。

残念ながら、医療の一翼を担う職種である我々施術所従事者は、一般市民と同様の順位となっております。

しかし、先に述べた通り、接骨・整骨院、鍼灸院、マッサージ院等においては、接触をせずに施術を行うことが不可能であります。

是非とも、医療従事者や高齢者施設等の従事者と同様に、ワクチンの優先接種の対象に含めて頂きますよう強く要望いたします。